

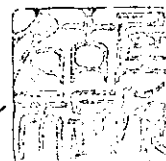
行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第 20 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年 7月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書
の 名 称

- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料として
 - (1) 名古屋城天守閣整備事業 基本計画書（概要編・資料編・図面編）
 - (2) 平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見（平成30年3月提出）
 - (3) 平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答
 - (4) 平成30年3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答
 - (5) 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料（1. 復元概要・復元整備基本構想）
- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
 - (6) 復命書（名古屋城総合事務所長以下5名分）
 - (7) 復命書（ナゴヤ魅力向上担当部長分）
 - (8) 支出命令書（平成30年7月20日分）
- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
 - (9) 2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ
- 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
 - (10) 復命書（名古屋城総合事務所長分）
 - (11) 支出命令書
- 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
 - (12) 市長国家提案【文化庁】＜平成30年7月26日（木）＞面会記録
 - (13) 市長国家提案【文化庁】＜平成30年7月26日（木）＞メモ

行政文書の 公開の日時 及び場所	日 時	令和4年4月27日 以降 午前 午後 時
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の 公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の 一部を公開 しない理由	別紙1（(1)以外について） 別紙2（(1)について）	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室（(7)以外について） TEL 052-231-2488 観光文化交流局観光交流部観光推進課（(7)について） TEL 052-972-2406 （※組織変更に伴い、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室から移管）	

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙 1 (行政文書 (1) 名古屋城天守閣整備事業基本計画書以外の行政文書)

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開しない理由
1	文化庁との打合せ内容 文書(6)、 文書(7)、 文書(9)、 文書(10)⑤～⑥、 文書(12)⑤～⑥	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の間での中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
2	文化庁との打合せ内容 文書(6)、 文書(7)、 文書(9)、 文書(10)⑤～⑥、 文書(12)⑤～⑥	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の間での中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
3	文化庁との打合せ内容 文書(6)、	名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有

	文書(7)、 文書(9)、 文書(10)⑤～⑥、 文書(12)⑤～⑥	識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の間間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 当該情報が公開されると、市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に迫られるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで名古屋市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。 したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。
4	職員の号給 文書(8)、 文書(11)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当 左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報(号給)が記載されている。 当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。 したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。

別紙2（行政文書（1）名古屋城天守閣整備事業基本計画書）

ページ	記載されている事項	行政文書の一部を公開しない理由 （詳細な理由については、下記※ に記載）	名古屋市情 報公開条例 該当条文
G 8 0～ G 8 3	構造計画の考え方 （※木造天守閣の骨組 み、材料等の検討）	構造的な安全性の確保に関する独 自手法を用いた法人情報	第7条第1 項第2号
G 9 1、G 9 4、G 9 7、G 9 8、G 1 0 2～G 1 0 7、G 1 0 9～G 1 1 2、G 1 1 4、G 1 1 5、G 1 1 7、1 1 8、G 1 2 2～G 1 2 5、G 1 2 7、G 1 3 2～1 3 5	防災・避難計画の考え方 （※木造天守閣における 防災・避難計画）	防災・避難計画策定に関する独自 手法を用いた法人情報	同第2号
		非常時の体制に関する情報	同第3号
S 1 2 5～ S 1 2 8	昭和期実測図及び野帳・ 調書の分析結果及び根拠 （※昭和期に作成された 焼失前の天守閣の測量 図。野帳・調書は、測量 図作成のために用いられ る記録のこと）	複数の史資料の分析手法等に関す る独自手法を用いた法人情報	同第2号
S 1 9 7	文献資料の分析結果 （※木造天守閣復元の検 討に用いられる文献）	複数の史資料の分析手法等に関す る独自手法を用いた法人情報	同第2号
S 2 1 5	現存する遺物の分析結果 及び根拠 （※旧名古屋城天守閣の 一部で戦災による消失を 免れたもの）	複数の史資料の分析手法等に関す る独自手法を用いた法人情報	同第2号

S 2 1 7、 S 2 1 8、 S 2 2 0、 S 2 2 1、 S 2 2 3～ S 2 3 2	各部の復元検討 (※木造天守閣の各部位 の復元方法等の検討)	複数の史資料の分析手法等に関する 独自手法を用いた法人情報	同第 2 号
S 2 4 9、 S 2 5 3、 S 2 6 5、 S 2 6 6	各部の復元検討 (※木造天守閣の各部位 の復元方法等の検討)	複数の史資料の分析手法等に関する 独自手法を用いた法人情報	同第 2 号
Z 5 9、 Z 6 0	仮設構造物 (※木造天守閣復元事業 実施にあたり必要となる 素屋根（天守を覆う壁と 屋根）についての計画)	名古屋城天守閣木造復元事業に係 る仮設構造物の設計に関する独自 手法を用いた法人情報	同第 2 号

※一部を公開しない理由

(第 2 号関係の非公開理由)

非公開情報は、「記載されている事項」について以下に示す株式会社竹中工務店のノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に明らかに不利益を与えると認められる情報であるため。

(1) 構造的な安全性の検証に関する情報

名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の構造的な安全性を確保するために、株式会社竹中工務店のノウハウを活かした独自の手法を用いている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(2) 防災・避難計画策定に関する情報

名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、株式会社竹中工務店のノウハウを活かした独自の手法を用いている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(3) 複数の史資料の分析手法等に関する情報

各種資料作成において、複数の史資料を選択、考証し正誤判定を行う作業においては、その分析をどのような視点や根拠に基づくかについて株式会社竹中工務店独自のノウハウが活かされているものと認められる。この情報が公開されると、同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと

認められる。

(4) 仮設構造物の設計図に関する情報

名古屋城木造天守閣の工事期間中の仮設構造物の設計図には、木造天守閣以上に大きな鉄骨の仮設構造物を設置する上で、特別史跡である石垣や堀等の遺構を毀損することのないような方策、安全確保や生産性向上のための工夫を示す事項が示されている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(第3号関係の非公開理由)

非常時の体制に関する情報

非公開情報は、警備員等の具体的な配備人数に関する情報が記載されている。名古屋城木造天守閣は、建築基準法第3条を適用することで、同法の各種規制を適用除外とすることにより建築が可能となる建造物である。そのため、名古屋城木造天守閣は、同条の規定により、同法に依らず独自に防災上の安全性を確立する必要があるところ、警備員等の具体的な配備人数は名古屋城木造天守閣の防災を担う重要な情報である。非常時の体制は、木造天守閣に来場する不特定多数の観覧者の生命又は身体を保護するために敷くものであり、人命等を守るために非常時の体制が確実に機能することは必要不可欠である。当該情報が公開されると、名古屋城木造天守閣への放火等を企図する人物に対し、犯罪実現の妨げとなる情報を示すことになり、当該人物による犯罪の予防、観覧者の生命又は身体保護に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、人の生命、身体保護、犯罪の予防その他公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

局 長	所 長	保存整備室長	保存整備室(補職略)
	旅行者		(係長)(村木)(荒井)(額田)(遠藤)(森)(早川)(西村)(蜂矢)(矢形)(小村)       
	総務課長	ナゴヤ魅力向上室主幹	
			

平成 30 年 7 月 23 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野輝一
 同 主幹 蜂矢祐介
 同 主幹 村木 誠
 同 主幹 片岡進矢
 同保存整備室 主査 深谷 淳

平成 30 年 7 月 20 日 (金) に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日 (金)

17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

(文化庁記念物課) 山下主任調査官、平澤主任調査官
 (名古屋市)

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹 (文化財保護室長)、
 深谷主査 (文化財保護室主査)

ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

(6)

3 内 容

本丸御殿の工事について

- 名古屋市が問題ないとの認識なら、学識者に直接説明する事。そのうえでおさまりましたという報告をすること。
- 発掘調査の、掘りすぎの問題も学識者との間でまず話をする事。

石垣部会関係

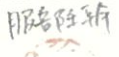
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

局長	ナゴヤ魅力向上担当部
	 

平成 30 年 7 月 23 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局 ナゴヤ魅力向上担当部
部長 桜井 信寿

平成 30 年 7 月 20 日（金）に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日（金）

17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

（文化庁記念物課）山下主任調査官、平澤主任調査官

（名古屋市）

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹（文化財保護室長）、

深谷主査（文化財保護室主査）

ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

(7)

3 内 容

本丸御殿の工事について

- 名古屋市が問題ないとの認識なら、学識者に直接説明する事。そのうえでおさまりましたという報告をすること。
- 発掘調査の、掘りすぎの問題も学識者との間でまず話をする事。

石垣部会関係

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

天守閣部会報告関係

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

基本計画書

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

(8)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0033101 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所		(080001)
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 8月 2日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 7月19日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 149, 180 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 07/20 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 980×2名 @24, 880×3名 @24, 580×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払		支払方法 1 口座振替
支出予定番号		支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課長	所長 課長 管理活用課 課長 保管整備室
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	
		       	
		平成30年 8月 22日 名古屋市会計管理者	

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令
 主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。

D23



(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部 部長 桜井 信寿						区 分 確 定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)							
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)		円	
				×		泊 =	
				×		泊 =	
				×		泊 =	
				×		泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,980		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)		円		精算額(G)		円 過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額)		円		特記事項 新幹線利用(通常期)			
24,980							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表				級	号給	(行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)	×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令 (依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計 (A+B+C+D+E) 円 24,980		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)					
概算払額 (F)			円	精算額 (G)		円	過不足額 (G-F)
支払額 (返納額)			円	特記事項 新幹線利用 (通常期) 24,980			

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書 A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区 分 確 定	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E)円 24,880		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			円		精算額(G)		円
					過不足額(G-F)		円
支払額(返納額)			円		特記事項 新幹線利用(通常期)		
24,880							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 峰矢 祐介						区分 確定	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E) × × × ×		泊 = 泊 = 泊 = 泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合計(A+B+C+D+E)円 24,880		
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,880			特記事項 新幹線利用(通常期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 村木 誠						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,880		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,880			特記事項 新幹線利用(通常期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 深谷 淳						区分 確定	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,400 × 1 日 = 2,400					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,580		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,580			特記事項 新幹線利用(通常期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

2018 年 7 月 20 日 文化庁打ち合わせメモ

日時 2018 年 7 月 20 日(金) 17 時 40 分～20 時 20 分

参加者 文化庁 山下主任調査官・平澤主任調査官

名古屋市 文化財保護室 片岡室長・深谷主査

魅力 桜井部長

名古屋城 西野所長・蜂矢主幹・村木

本丸御殿の工事について

○名古屋市が問題ないとの認識なら、学識者に直接説明する事。そのうえでおさまりましたという報告をすること。

○発掘調査の、掘りすぎの問題も学識者との間でまず話をする事。

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	  

平成 30 年 7 月 30 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 26 日 (水)
- 2 用 務 「平成 31 年度国の施策及び予算に関する重要事項の提案」
における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 内 容 別紙のとおり

市長国家提案【文化庁】＜平成 30 年 7 月 26 日(木)＞面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

- ・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生の CG のように少しずつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。
- ・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すように言われているが、石垣部会では、北垣座長は「いい資料をいただいた」と言った。一方で、千田先生は「承認できない」と言っている。
- ・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設を、文化庁から言われているが、それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として 45 億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。
- ・上に天守閣を残したままでは危ない。IS 値 0.14 とあまりにも低い。
- ・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。
- ・千田氏は今日の朝日新聞でも、2 年かけて石垣保全工事をするべきと言っている。これでは、2022 年 12 月の期日は守れない。議会もこの期日で了解してもらっており、これは実現しなければならない。是非お願いしたい。
- ・文化庁が石垣部会との仲介してもらえないだろうか。
- ・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

（文化庁より）

- ⑤ [redacted] 地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。⑥ [redacted]
[redacted] 文化庁としては従来よりできる限りサポートしており、今後も引き続きサポートしていく。

以 上

平成31年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案

名古屋城（名城公園）の整備

平成30年7月

名 古 屋 市

名古屋城（名城公園）の整備

【提案内容】

(1) 天守閣の木造復元

- ・天守閣の木造復元等に対し財政支援など必要な措置を講ずること。

(2) 名古屋城の文化財の保存活用等

- ・名勝二之丸庭園や石垣の整備等、文化財の保存活用及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事に対し必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、天守閣の木造復元や文化財の保存活用などに取り組んでいる。また、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する金シャチ横丁を平成30年3月に開業し、引き続き第二期整備計画の策定を進めているところである。

(天守閣の木造復元)

天守閣は昭和5年に城郭建築として旧国宝第1号に指定されたが、昭和20年の戦災により焼失した。昭和34年に再建された現在の天守閣は再建から半世紀が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づき、史実に忠実に木造での復元を行う必要がある。

(名古屋城の文化財の保存活用等)

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、名勝二之丸庭園や石垣の整備、二之丸地区の整備基本調査、障壁画の保存修理及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

工期：平成 25 年度～

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



二之丸地区の整備基本調査

提案先：文化庁

事業の種類：遺跡発掘調査

工期：平成 30 年度～

現状：整備構想策定に向けた発掘調査を実施中

天守閣の木造復元

提案先：国土交通省

事業の種類：天守閣の木造復元

工期：平成 29～34 年度

現状：設計中



石垣の整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業

工期：平成 24～41 年度

現状：本丸御殿復元模写制作事業継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業の種類：美術工芸品の保存修理等

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

(10)

応援します



フェアトレードタウン
なごや



2018/6/8

THE NAGOYA CASTLE
HOMMARU PALACE

名古屋城
本丸御殿
完成公開



古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

歴史をつなぐ 文化をつなぐ 名古屋城の整備状況

名古屋城は多くの重要文化財や、名勝二之丸庭園、天然記念物のカヤなどを有し、特別史跡に指定されています。これらの文化財を後世に引き継ぐとともに、さらなる魅力向上を図るために、様々な整備・修復を行っています。

1 本丸御殿の復元

平成21年から復元工事に着手。平成25年度に玄関・表書院、平成28年度に対面所・下御膳場、平成30年度に上洛殿・湯殿書院等を公開しました。引き続き障壁画の復元模写の制作(表具含む)を行っています。



玄関の外観



表書院一之間から上段之間を見る

2 名勝 二之丸庭園の保存整備

平成24年度に保存管理や整備の方針を定めた「保存管理計画」を策定し、この計画に基づき、順次修復整備を行っています。



二之丸庭園発掘現場



石橋



3 展示収蔵施設の整備

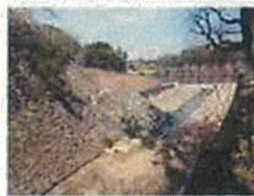
西之丸北部に、江戸期に存在した米蔵の外観を再現した展示収蔵施設を整備し、1,047 面ある重要文化財本丸御殿障壁画等を公開していく予定です。

4 天然記念物 カヤの保全



推定樹齢600年以上で、昭和20年の空襲を浴びながらも命脈を保ちましたが、衰弱が進んだため、樹勢を回復させるなどの保全に取り組んでいます。

5 石垣の修復



崩壊・はらみ出し部分の修復を昭和45年度から継続的に行っており、現在は本丸搦手馬出の修復を行っています。文化財調査も並行して行い、石垣を積み上げる伝統技術や石垣のはらみ出しの原因解明も目的としています。

6 重要文化財 本丸御殿障壁画の修理



狩野派の絵師により描かれた重要文化財障壁画について、絵具の剥落や下地の傷みの修理を継続して行っています。

(11)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0032401 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 0126-005-090101 会計 01 一般会計 款 07 観光文化交流費 項 03 名古屋城費 目 01 名古屋城費 大事業 05 運営管理 中事業 00 小事業 00 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 7月31日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 7月25日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 25,380 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 7 / 26 国家提案活動 (文化庁) 【内訳】 @25,380円 × 1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年 8月14日 *		
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令 総務課長	命令主管 総務課	事業主管 所長 課長 管理活用課 室長 保存整備室			
						
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)				   
						

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。

D23



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	26	木	名古屋 → 東京都区内		22,580 円	円	円
7	26	木	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D)					宿泊料(E)		
2,800 × 1 日 = 2,800					× 泊 = 円		
× 日 =					× 泊 =		
× 日 =					× 泊 =		
旅行命令(依頼)			旅行期間		合 計(A+B+C+D+E)円		
平成 29 年 7 月 25 日			0 泊 1 日		25,380		
用務及び 用 務 先	平成31年度国家提案局要望活動 東京都千代田区(国土交通省、文化庁)						
概算払額(F)		円	精算額(G)		円	過不足額(G-F)	
支払額(返納額)		円	特記事項 新幹線利用(繁忙期)				
25,380							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長国家提案【文化庁】＜平成 30 年 7 月 26 日(木)＞面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

- ・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生の CG のように少しずつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。
- ・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すように言われているが、石垣部会では、北垣座長は「いい資料をいただいた」と言った。一方で、千田先生は「承認できない」と言っている。
- ・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設を、文化庁から言われているが、それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として 45 億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。
- ・上に天守閣を残したままでは危ない。IS 値 0.14 とあまりにも低い。
- ・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。
- ・千田氏は今日の朝日新聞でも、2 年かけて石垣保全工事をするべきと言っている。これでは、2022 年 12 月の期日は守れない。議会もこの期日で了解してもらっており、これは実現しなければならない。是非お願いしたい。
- ・文化庁が石垣部会との仲介してもらえないだろうか。
- ・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

（文化庁より）

- ⑤ [REDACTED] ⑥ [REDACTED] 地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。[REDACTED]
[REDACTED] 文化庁としては従来よりできる限りサポートおり、今後も引き続きサポートしていく。

以 上